

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

これを受け「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、

- ・現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境要件について、複数の取組を行っていること
- ・介護職員処遇改善加算の取組の見える化を行っていること

という要件を満たしている必要があります。

上記の見える化要件に基づき、当法人における加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に公表いたします。

<加算の取得状況>

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

<賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容>

○資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

○労働環境・処遇の改善

子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

○その他

地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上